

# 古賀市環境審議会専門部会の設置について

## 1. 生物多様性地域戦略について

生物多様性基本法第13条第1項において、生物多様性地域戦略の策定を地方自治体の努力義務としている。また、第2次古賀市環境基本計画においても「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」の策定」を基本的な取り組みとしている。

古賀市には、環境省「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定され県内においても特異な自然環境が残る千鳥ヶ池をはじめ、豊かな自然がある。このような豊かな生態系を多様な主体で保全していくため、古賀市においても生物多様性地域戦略を策定する予定としている。

## 2. 古賀市環境審議会の専門部会について

### (1) 古賀市環境基本条例施行規則（専門部会）

第5条 **会長は、特に専門的な検討及び協議の必要を認めるときは、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。**

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 **部会長は、部会を掌理し、部会における会議の経過及び結果を審議会の会議において報告する。**

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (2) 古賀市環境基本条例施行規則（関係者等の出席）

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (3) 専門部会の設置について

古賀市環境審議会	生物多様性地域戦略策定に係る専門部会
市長から戦略策定について諮問	専門的協議のための 専門部会を設置
専門部会から 経過及び結果を報告	戦略についての検討・協議
市長へ戦略について答申	

3. 古賀市環境審議会委員と生物調査検討委員会委員について

	氏名	所属等	環境審議会	生物調査検討委員会
識見を 有する者	大石 太郎	福岡工業大学社会環境学部 准教授	●	
	鬼倉 徳雄	九州大学大学院農学研究院 准教授	●	●
	島岡 隆行	九州大学大学院工学研究院 教授	●	
	薛 孝夫	元西日本短期大学 特任教授	●	●
	谷本 潤	九州大学大学院総合理工学研究員 教授	●	
	二渡 了	北九州市立大学国際環境工学部 教授	●	
	嶺井 久勝	元古賀市自然環境調査研究会会長	●	●
公共的 団体	崎村 泰道	福岡県広域森林組合	●	
	清水 佳香	NPO法人エコけん 理事長	●	
	中屋 允雄	古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）会長	●	●
	水上 シゲ子	古賀市農業女性活動促進事業推進協議会	●	
	三輪 素子	古賀市ほたるの会	●	
公募	柴田 幸次	公募市民	●	●
	前野 早月	公募市民	●	
	吉見 一郎	公募市民	●	
福岡県	岩崎 高行	福岡県環境部自然環境課 課長		●
	須田 隆一	福岡県保健環境研究所環境生物課 課長		●